

ソフトウェア使用許諾契約書

重要： 本ソフトウェアをご使用になる前に本使用許諾契約の条項をよくお読みください。

本使用許諾契約は、株式会社アール・アイ(以下「当社」といいます。)と当社が発行するライセンス証書に記載されたお客様(以下「お客様」といいます。)との間で、Secure Back 3(以下「本ソフトウェア」といいます。)及び本ソフトウェアに付属する以下の関連資料に関する使用許諾条件を定めるものです。

本ソフトウェアの購入を製品購入先に申請した時、「同意」若しくは「はい」などの同意を意味する表示を電子的にクリックし、本ソフトウェアをコンピュータにインストールした時、又は本ソフトウェアの全部又は一部を使用又は複製した時、お客様(第7条第2項に定める借主も含まれます。)は本契約の条項に拘束されることに同意したものとします。

もしお客様が本契約に定める条項への同意ができない場合は、「同意しない」「いいえ」など不同意を意味する表示を電子的にクリックし、本ソフトウェア及び関連資料の使用及び複製をしないでください。

第1条(定義)

本契約において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「本契約」とは、本使用許諾契約のことをいいます
- (2) 「関連契約」とは、本ソフトウェアを使用するにあたって、お客様が当社との間で締結するサービスに関する契約、Secure Back; iDC の使用契約、評価契約その他関連する契約を総称して、又は個別にいいます
- (3) 「関連資料」とは、本ソフトウェアに付属するユーザマニュアル、インストールガイド、その他当社がお客様に対して提供する本ソフトウェアに関連する一切の資料をいいます
- (4) 「ライセンス証書」とは、当社がお客様に対して発行する保有ライセンス証書をいいます
- (5) 「マニュアル」とは、本ソフトウェアの機能の説明や使用方法、操作方法など本ソフトウェアの使用のために必要な事項を記載した書面をいいます
- (6) 「本製品」とは、本ソフトウェア及び関連資料を包括したものをいいます
- (7) 「クライアント」とは、サーバに対してサービス又はリソースの提供を要求するコンピュータをいいます
- (8) 「バックアップサーバ」とは、Secure Back; Manager をインストールした、お客様が使用及び管理するコンピュータをいいます
- (9) 「製品購入先」とは、お客様が本製品を購入した先を指し、ライセンス証書の製品購入先欄に記載された者をいいます。
- (10) 「申請書」とは、お客様が当社に対し本契約及び関連契約の申込を行うために用いる当社指定の書面をいいます

第2条(権利の帰属)

本製品及び本製品の外観、構造、構成に関連する著作権その他の知的財産権は、当社及び当社が本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利を当社に認めた原権利者に帰属します。本製品の購入又は本契約の締結によっても本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権が当社及び原権利者からお客様に移転するものではありません。

第3条(使用許諾)

1. 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアの日本国内のみにおける譲渡不能な非独占的使用権を許諾します。なお当社がお客様に対して本ソフトウェアの使用を許諾するライセンスの種類及びその数量は、ライセンス証書記載のとおりとします。
2. お客様が製品購入先と別途締結する売買契約等に基づき、本製品の代金を製品購入先に対して支払ったことを当該許諾の条件とします。

第4条(使用目的)

1. お客様は、お客様自身の業務においてデータのバックアップを行う目的でのみ本製品を使用することができ、かかる目的以外に本製品を使用しないものとします。お客様は、本ソフトウェアの複製、謄写、又は本ソフトウェアに対する修正、追加等の改変を行うことはできません。ただし、本ソフトウェアのバックアップ又は保存の目的に限り、1部を限度として本ソフトウェアの複製を作成することができます。お客様は、本ソフトウェアを再インストールするためにのみコピーを使用することができます。
2. お客様は関連資料につき、お客様自身が本契約及び関連資料並びに関連契約に基づいて本ソフトウェア及び当社が提供するサービスを利用する目的に限り、合理的に必要とされる部数の複製を行うことができます。

第5条(使用者及び使用場所)

1. 本製品の使用者(本条に基づき許容される使用者を総称して、以下「使用者」といいます。)はお客様及びお客様が雇用する従業員のみとします。なお、お客様が、お客様の支店、子会社を含む関係会社、業務委託先等、お客様が第4条で定める目的のために当該従業員以外の者に本製品を使用させることを希望する場合、お客様は、当社に対し、あらかじめその旨を通知し、当社の書面による承諾を得ることを必要とします。当社はライセンス証書記載のライセンスの種類及びその数量の範囲内においてその承諾を不合理に拒否しないものとします。
2. 使用者の本製品を使用することのできる場所は、日本国内に限るものとし、お客様は、本製品の使用場所を当社に届け出るものとし、それらに変更が生じた場合、直ちに製品購入先に届け出るものとします。

第6条(使用方法及びお客様の責任)

1. お客様及び前条に定める使用者は、本契約の各条項及び関連資料に記載された条件並びに方法により本製品を使用するものとします。
2. お客様その他使用者は本製品の使用に際し、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する全ての法令を遵守するものとします。
3. お客様は、自らの責任において、本ソフトウェアを使用する場合に必要なサーバ又はクライアントとなるコンピュータ、インターネット、電気通信サービスその他必要な装置類の入手、購入、管理、保守その他使用し得る状態に維持するものとします。
4. お客様は、自ら本契約及び関連契約の各条項を遵守するのみならず、その他の使用者に本契約及び関連契約の各条項を遵守させるよう徹底確保するものとし、当該使用者にて本契約及び関連契約の各条項に違反があった場合、当該使用者の違反をもってお客様の違反とみなします。
5. お客様は、お客様その他使用者のいずれかが本製品を使用したことに起因又は関連して発生した第三者からの権利主張、要求、費用、損害、損失、責任及び支払いについて、自己の責任をもって解決するものとし、当社及び製品購入先に対し、何らの損失、負担、迷惑を与えないものとします。

第7条(禁止事項)

1. お客様及び第5条に定める使用者は、本製品を使用するにあたり、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本契約、関連契約又はその他のお客様と当社との間の契約その他の合意に反する行為
 - (2) 本契約若しくは関連契約に基づく当社による義務の履行、本契約若しくは関連契約に関する当社による本製品又はサービスの提供、当該履行若しくは提供に要する機器、設備その他施設の管理運営を妨げる行為、又は当社の信用を毀損する行為若しくはそのおそれのある行為
 - (3) 他人又は架空の名義により、本製品を使用する行為

- (4) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本製品の一部又は全部を第三者に対し、再使用許諾、貸与、再販、リースその他の方法で使用させる行為
 - (5) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づきお客様に付与される契約上の地位、権利及び義務を、第三者に対して譲渡、移転し、又は引き受けさせる行為
 - (6) 本ソフトウェアに関し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読、抜粋、改変、翻案等のソースコード解明を試みる行為、及び本ソフトウェアを模倣した製品を作成する行為
 - (7) 本製品を第4条に定める目的以外のために使用、複製、謄写その他の使用をし、又は本製品に対する修正、追加等の改変をする行為
 - (8) 本製品を日本国外に輸出、移送する行為
 - (9) 本製品に関連するベンチマークテストその他評価の結果を当社から事前の書面による承諾を得ることなく第三者に公開する行為
 - (10) 第三者の知的財産権若しくはその他の権利を侵害する恐れがあるか、又は第三者のプライバシーを侵害し、若しくは名誉、信用を毀損する恐れのあるデータを転送若しくは保存する行為
 - (11) コンピュータウイルス又はその他の有害なコンピュータコード(それらの含まれるファイル等を含みます。)を含む何らかのデータを転送又は保存する行為
 - (12) 犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為
 - (13) 公序良俗に反する行為
 - (14) 法令に反する行為又はそのおそれのある行為
2. 当社の事前の書面による承諾を得て、再使用許諾、貸与、再販、リースその他の方法に基づき本製品の一部又は全部の使用権を有する者(以下「借主」といいます。)は本契約に従うものとし、当社と借主との間の本製品に関する契約関係について、リース契約等の当該使用権設定契約との間に齟齬がある場合、本契約が優先するものとします。

第8条(使用の停止)

1. 当社は、お客様及び第5条に定める使用者が前条の禁止事項を行っている可能性があるかと判断した場合、お客様に対して本製品の使用を停止するよう要求し、又は当社のホームページその他当社システムへのアクセス許可の停止、関連契約に基づくお客様に対するサービスの提供の停止、その他当社が適切と考える措置をとるよう要求することができるものとします。また、お客様が遅滞なくかかる当社の要求に応じない場合は、当社はおお客様の承諾を得ることなく当該措置を実施することができるものとします。
2. 前条の措置を実施したことによってお客様又は第三者に損害等が発生した場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

第9条(免責)

1. 当社は、本ソフトウェアにバグ及びシステム仕様上の解釈の相違が内在しないこと、本製品がお客様の要求及び目的を完全に満たすこと、又はシステム仕様が特定の目的に適合することを保証しません。
2. 当社は、お客様が保有する環境での本ソフトウェアの稼働を保証しません。
3. 当社は、本ソフトウェアが公開されている仕様に従って動作しない場合、技術サポートとして合理的に必要と判断される範囲内での対応を実施しますが、この対応は関連契約に基づいて提供されるものであり、お客様がこの対応を受けるためのライセンスを製品購入先より購入していない場合、当社は何らの対応も実施する義務も負いません。
4. 本製品の使用・使用に起因又は関連してお客様に発生した利益の損失、データの損失、生産の損失、商機の逸失、売上の逸失、契約の失敗、信用の失墜、結果的損害、間接的損害、付随的損害その他同様の損害や損失について、当社はその予見又は予見可能性の有無に関わらず一切の責任を負わないものとします。

5. 製品購入先が当社である場合、当社からお客様に対する損害賠償額は、お客様の請求の原因の如何を問わず、お客様に現実に発生した通常かつ直接的損害に限定され、かつ、本製品の売買契約及び本契約に従って当社が受領済みの販売価格相当額を超えないものとします。なお、当社は、当社が本製品又はその使用に関し本契約において明示的に規定された事項以外のものに対しては一切の責任を負わず、たとえ、当社以外の第三者(製品購入先を含みます。)がお客様に対して表明、保証、誓約、その他何らかの説明、合意をしたとしても、当社はお客様に対し何ら責任を負うものではありません。

第10条(情報の収集)

お客様は、当社が本製品及びそれに関連する製品の品質向上並びにそれらに関連するサポートを目的として、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータの情報の開示をお客様に求め、当社自ら当該情報を収集し、検討、分析する場合があることに同意するものとします。ただし、当社は収集、検討、分析した情報についてお客様の個人情報と関連付けることはせず、当社の情報セキュリティ基本方針に従って管理するものとします。なお、当社の情報セキュリティ基本方針の内容は、当社ホームページをご覧ください(下記参照)。http://www.ri-ir.co.jp/security_policy.html

第11条(秘密保持)

1. 当社及びお客様は、相手方より秘密と指定された上で開示された情報(以下「秘密情報」といいます。)を秘密として取り扱い、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。ただし、かかる秘密情報を受領した当事者(以下「情報受領者」といいます。)は、法律、規則、政府ないし裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報については、当該義務付けられた範囲で開示することができるものとします。この場合、当該開示の必要性が明らかになった後、直ちに(かつ可能な限り当該開示の前に)相手方に対してその旨を通知するものとします。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されません。
 - (1) 受領の時点で既に公知であった情報又は情報受領者の責によることなく公知となった情報
 - (2) 受領した時点で情報受領者が既に保有していた情報
 - (3) 情報受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (4) 情報受領者が秘密情報によらず独自に開発した情報
3. 当社が本製品、その他関連契約に規定する当社が提供するその他の製品若しくはサービスに関連する業務の全部又は一部を第三者に委託した場合、当社は本契約又は関連契約に基づき、又は当該業務の遂行上必要な範囲において秘密情報を当該第三者に開示することがあり、お客様はこれにあらかじめ異議なく同意するものとします。
4. お客様は、当社が本契約及び関連契約に基づく業務の実施過程において、お客様の保有するコンピュータにアクセスすることを依頼された場合にお客様のコンピュータから意図せず情報を取得することがあることをあらかじめ認めるものとします。その場合、当社は取得した情報を秘密情報として取り扱います。

第12条(契約の変更)

当社は、本契約の内容、本製品の内容、本ソフトウェアの仕様、関連契約に基づくサポートその他関連するサービスの内容を当社独自の判断において変更できるものとします。但し当社は、上記変更を行う場合にお客様に対し、遅滞なく変更内容について通知するものとします。

第13条(ライセンス証書記載内容の変更)

1. お客様が本ソフトウェアの追加購入及び関連契約の追加などによりライセンス証書の記載内容の変更を希望する場合、当該記載内容の変更の申請は、ライセンス証書に記載された製品購入先に対して申請書を提出する方法により行うものとし、ライセンス証書に記載のない者を通じてライセンス証書の記載内容を変更すること、及び、申請書を用いずに申請を行うことはできないものとします。

2. お客様がライセンス証書に記載された製品購入先の変更を希望する場合、その変更の申請は、当社に申請書を提出する方法により行うものとします。
3. ライセンス証書の変更は、当社がお客様からの変更申請を受領した月の翌月 1 日より反映されるものとします。ただし当社が認めた場合、申請の当月に変更が反映されるものとします。

第 14 条(保証)

1. 本製品に含まれる、本ソフトウェアが記録された CD-ROM 及び関連資料につき、数量不足、キズ、落丁その他これらと同等の不備(バグ等の第 9 条で定める保証対象外の事象を除きます。)があった場合、当社は、当該不備が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであり、かつお客様からの通知がライセンス証書記載のライセンス発行日から 30 日以内になされた場合に限り、本製品の交換を無償で行います。
2. 前項の交換に際し本ソフトウェアをインストールする必要がある場合、お客様自身が当該インストール作業を実施するものとします。
3. ライセンス証書記載のライセンス発行日から 30 日を超えた場合、理由の如何を問わず、お客様は本製品の交換を依頼することができないものとします。
4. 本条に定める当社の保証責任は、お客様が本契約に違反して本製品を使用した場合又は本ソフトウェアの稼働環境を構成する関連ソフトウェアに帰すべき事由により生じたものについては、適用されないものとします。
5. 本条は、本製品に関して当社のお客様に対する保証責任の全てを規定したものであり、当社はその他いかなる保証責任も負わないものとします。
6. 当社は本製品の使用に関連し、サポートサービスその他のサービスを別途有償にて提供しており、お客様において当該サービスの提供を受けるにあたっては、別途当社との間で当社所定の契約を締結していただく必要があること、並びに、お客様において当該サービスの提供を受けない場合、お客様において本製品のアップデート、改定版の提供等を受けられないことにつき、お客様にてあらかじめご了承ください。

第 15 条(損害賠償)

お客様その他使用者が第 7 条の禁止事項を行い、又はその他本契約及び関連契約の各条項に違反したことにより、当社又は第三者が損害(弁護士費用を含み、第三者からの請求に基づくものも含みます。)を被った場合、お客様はその賠償の責を負うものとします。

第 16 条(解除)

1. 当社は、お客様が次の各号に該当した場合(お客様が法人の場合、その役員及び従業員(正社員、アルバイト、派遣社員等を含み、雇用の形態を問いません。)が次の各号に該当する場合を含みます。)、お客様に対する催告及び製品購入先に対する通知を行うことなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第 7 条第 1 項各号の禁止事項を行った場合
 - (2) 本製品の売買契約に基づく債務の支払を怠った場合
 - (3) 本契約に違反し(但し、前各号に該当する違反を除く)、当社からの通知を受領後 10 日以内に当該違反を是正しなかった場合
 - (4) 特定の 6 ヶ月間に当社から本契約の義務の不履行又は違反に関する通知を 3 回受領したとき。但し、当該不履行又は違反が是正されたか否かは問わない
 - (5) 反社会的勢力(暴力団、総会屋、その他の反社会的な団体又は個人)であること若しくはあったことが判明した場合、又は反社会的勢力と、目的の如何を問わず、資本関係、取引関係、人的関係等のあること若しくはあったことが判明した場合

- (6) 法令違反若しくは罪を犯し、又は刑事事件に関与していることが疑わしいと当社が認めた場合であつて、本契約を継続することが当社の信用を害するおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) 当社の他の顧客若しくは製品購入先その他取引先の利益を不当に害したとき、又は当社の信用、社会的名声若しくは地位を傷つけ、若しくは当社の業務を妨害した場合
2. 当社及びお客様は、次の各号に該当する事由のいずれかが発生した場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとします。
- (1) 監督官庁より営業の停止その他業務継続不能の処分を受けた場合
 - (2) 支払停止又は支払不能、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算、又は特定調停の申立てをし、又は申立を受けた場合
 - (3) 仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行又は公租公課の滞納処分がなされた場合
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (5) 前4号のほか、お客様の営業上又は財務上の信用状況が悪化し、又はその虞がある場合
 - (6) 廃業又は解散した場合

第17条(契約終了時の措置)

1. 本契約に基づき付与された全ての権利は、本契約が解除された時点において自動的に終了します
2. 前項の場合、お客様は本製品及び本製品の複製物の使用を直ちに終了した上で本製品及び本製品の複製物を当社に対して返還するか、又はこれらを完全に消去及び廃棄した上で、本契約が終了した日から10日以内に当社に対して消去及び廃棄されたことを証明する書面又は電子メールを差し入れるものとします。
3. お客様が本契約の終了時点で当社又は製品購入先に対する支払義務を負っている場合、お客様は本契約終了後であっても支払義務を失わず、速やかに債務を履行するものとします。
4. 第1項の規定により本契約が終了した場合であっても、第2条(権利の帰属)、第9条(免責)、第11条(秘密保持)、第15条(損害賠償)、本条第2項及び3項の規定は有効に存続するものとします。

第18条(通知)

1. 当社がお客様に対し、本契約及び本製品に関連して通知をする場合、書面、ライセンス証書記載のアドレス宛の電子メール、当社のWebサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によるものとします。
2. お客様は当社からの通知が前項に定める方法により行われることを了承し、当該通知を受領するために適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。
3. 当社が第1項に基づき電子メール又はWebサイトへの掲載により通知を行った場合、当該通知はインターネット上に配信された時点をもってお客様に到達したものとみなします。

第19条(特記事項)

本契約の別紙特記事項に記載された条項がある場合、当該別紙特記事項も、本契約の一部を構成するものとします。また、本契約の各条項と当該別紙特記事項に齟齬がある場合、当該別紙特記事項中に本契約の各条項を変更する旨の明示的な規定がある限り、当該別紙特記事項が優先するものとします。

第20条(協議)

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 21 条(準拠法及び合意管轄)

本契約は日本国法を準拠法とし、当社及びお客様は本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。